

令和4年度決算に係る財政健全化判断比率等について

これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、すべての都道府県と市町村で算定するものです。

算定するのは、財政運営の健全さを示す4つの指標【健全化判断比率】と、水道事業など公営企業会計の経営の健全さを示す指標【資金不足比率】です。

算定した指標は、監査委員の監査を経て、議会に報告するとともに、住民の皆様公表します。

また、指標が一定の基準を超えた場合、外部監査・議決を経て財政の健全化に向けた計画を定めるとともに、その実施を求められることとなります。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率(4指標)		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
邑南町の 算定値	令和2年度決算	—	—	15.0	91.6
	令和3年度決算	—	—	14.1	80.6
	令和4年度決算	—	—	13.2	79.7
早期健全化基準		(14.03)	(18.99)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準		(20.00)	(35.00)	(35.0)	—

説明

・実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

邑南町では、赤字を計上していないため実質赤字比率は算定されていません。

・連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

邑南町では、赤字を計上していないため連結実質赤字比率は算定されていません。

・実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%を超えると地方債を発行する際に県の許可が必要になります。

邑南町では、平成19年度決算において24.3%と早期健全化基準の一步手前という危機的な状況でした。

このため、借入金の繰上償還を行うとともに事務事業の見直し及び各年度ごとに地方債の発行額の抑制を行いました。その結果、地方債の償還額が減少傾向にあり、平成29年度には14.0%まで改善しました。しかし、町の歳入の大部分を占める普通交付税が減少傾向にあり、令和2年度には15.0%まで悪化したため、令和2・3年度に繰上償還を実施しました。これに加えて固定資産税の増加などの影響により、令和4年度は13.2%まで改善しています。

・将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(町債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

邑南町では、合併前後の各種大型事業の実施により借入金が増大し、これらに係る地方債の償還は進んだものの、将来負担比率は高い数値となっています。平成19年度以降借入金の総額を抑制するとともに、繰上償還を計画的に実施したことなどにより改善傾向にあります。

・早期健全化基準

健全化判断比率が「早期健全化基準」以上になった場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的な財政健全化を行う必要があります。

・財政再生基準

健全化判断比率が「財政再生基準」以上になった場合、「財政再生計画」を定め、国・県の関与の下で財政再生を行う必要があります。

2. 資金不足比率

資金不足比率		水道事業会計	下水道事業 特別会計
邑南町の 算定値	令和2年度決算	—	—
	令和3年度決算	—	—
	令和4年度決算	—	—
経営健全化基準		(20.00)	

説明

・資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。20.0%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

邑南町では、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は発生していません。